(目的)

第1 この要領は、健康増進法(平成14年法律第103号)の本旨に基づき、乳がんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市(以下「甲」という。)が、集団検診実施事業者(以下「乙」という。)との契約に基づき実施する乳がん集団検診(マンモグラフィ検査)(以下「マンモグラフィ」という。)業務について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する40歳以上の女性(以下「受診者」という。)とする。ただし、年齢は当該年度3月31日時点の年齢とする。
- 2 検診回数は、同一人につき2年に1回とする。

(実施人員)

第3 検診の人員については、検診車1台につきマンモグラフィ2方向撮影については約35人、マンモグラフィ1方向撮影については約70人を上限とし、施設の収容人数等により、安全に実施できる人数とする。

(実施期間)

- 第4 マンモグラフィの実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。 (実施日時)
- 第5 この検診の実施日については、甲が計画し、乙と協議のうえ決定する。
- 2 実施時間は、原則として受付時間を午前9時10分から午前10時10分及び午後1時30 分から午後2時30分とし、受付を済ませた受診者の検診が終了するまでとする。ただし、甲 と乙の協議の上、別に定める場合はこの限りではない。

(検診費用)

- 第6 乙は、検診費用として受診者から、マンモグラフィ2方向撮影は750円、マンモグラフィ1方向撮影は600円を徴収するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(検診取扱い者)

- 第7 この検診は、乙に所属する一般社団法人千葉市医師会会員である医師が行うものとする。 (受診券及び検診票の配布)
- 第8 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等 受診券シール」(以下「受診券」という。)を送付し、実施日及び実施会場を通知する。この時、 次に掲げる事項を記載した資料を同封し、受診者に説明を行うものとする。
 - (1) 検査結果が「要精密検査」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること
 - (2) 精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など
 - (3) 精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は乙がその結果を共有すること

- (4)検診の有効性(マンモグラフィ検査には、乳がんの死亡率減少効果があること)に加えて、 がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の 結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)などの検診の不利益
- (5)検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の重要性、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性
- (6) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置すること
- 2 甲は、乙に対し、「乳がん検診票(マンモグラフィ)」(以下「検診票」という。)を配布する。 (検診方法)
- 第9 受診者は、受診券を甲から受け取り、乳がん集団検診会場に持参し、検診を受けるものとする。
- 2 検査項目は、次のとおりとする。
- (1) 質問(現在の症状、月経に関する事項及び妊娠の可能性の有無等、既往歴、家族歴、過去の受診状況、乳房エックス線検査の実施可否に係る事項等)
- (2) マンモグラフィ
 - ア 両側乳房について、内外斜位方向(MLO)撮影を行う。
 - イ 40歳以上50歳未満の対象者については、アにおける内外斜位方向撮影とともに、頭 尾方向撮影も併せて行う。
- (3) 乙は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、乳房エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。
 - ア 検診の実施に関し、事前に乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示 をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、甲 に提出する。
 - イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
 - ウ乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
 - エ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

(マンモグラフィの撮影機器及び技師)

- 第10 乳房エックス線撮影装置はデジタル撮影方式とし、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす機器であること。乙は甲に対し、撮影方法、撮影機器の種類を別に報告する。
- 2 乳房エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。
- 3 乳房エックス線撮影における線量及びモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、A又はBの評価を受ける。評価C又はD、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること。
- 4 撮影を行う撮影技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会(日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の教育・研修委員会の行う講習会等)を修了し、その評価試験でA又はBの評価を受ける。評価試験で、C又はD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

(マンモグラフィの読影)

- 第11 マンモグラフィの読影は、適切な読影環境の下において、二重読影により行う。読影に 従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会(日本乳 がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の教育・研修委員会 の行う講習会等)を修了し、その評価試験でA又はBの評価を受ける。評価試験で、C又はD 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。
- 2 読影結果の判定は、乳房の左右ごとに行う。
- 3 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影を行う。 (検診結果の判定)
- 第12 乙は次のように検診結果を区分するものとする。

検診の結果については、問診及びマンモグラフィの読影結果を総合的に判断して、精密検査の 有無を決定し、「精密検査不要」及び「要精密検査」に区分するものとする。

(指導区分)

- 第13 乙は、それぞれの判定区分につき、次の内容の結果通知の作成を行う。
 - (1)「精密検査不要」と区分された者。 定期的な検診受診を勧める。
 - (2)「要精密検査」と区分された者。 医療機関において、精密検査を受診するよう指導する。

(受診者への結果通知)

- 第14 乙は、検診終了後4週間以内に前条第1項に規定する「精密検査不要」と区分された受診者へ結果を通知または、甲へ結果通知を添付し、甲に報告するものとする。
- 2 甲は、乙から結果通知を受け取った場合について、受診者に通知するものとする。
- 3 甲または乙は、検診の結果、要精密検査と判定された者に対し、「千葉市乳がん精密検査結果 連絡票」を送付し、精密検査実施医療機関において、精密検査を受けるように案内するものと する。

(記録の整備)

- 第15 乙は、次のように記録を整備するものとする。
 - (1) 検診受診者の氏名、生年月日、住所
- (2) 問診及び検診結果が記載された検診票
- (3) 乳房エックス線画像
- 2 乙は、前項各号に定める記録を少なくとも5年間は保存しなければならない。 (委託料の支払い)
- 第16 この検診の委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。 (システムとしての精度管理)
- 第17 甲及び乙は、適切な方法及び精度管理の下で乳がん検診が円滑に実施されるよう、国が 示すチェックリスト等を参考に、マンモグラフィ検査の精度管理に努める。
- 2 乙は、がん検診の結果及びそれにかかわる情報について、甲や医師会等から求められた項目 を全て報告する。
- 3 乙は、撮影や読影向上のための検討会や委員会(乙に雇用されていない乳がん検診専門家を 交えた会)の設置、もしくは甲や医師会等が設置した検討会や委員会に参加する。

(事業評価)

- 第18 乙が検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中度等のプロセス指標値を把握する。
- 2 乙は、プロセス指標やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価 し、改善に向けた検討を行う。
- 3 乙は、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町村、医師会等からの指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めなければならない。 (広報)
- 第19 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用 し、乳がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事 項について市民に周知する。

(規定外事項)

第20 この要領に定めるもののほか、乳がん集団検診の実施に関し、必要な事項については、 その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

- この要領は、平成26年4月1日より施行する。 附 則
- この要領は、平成28年4月1日より施行する。 附 則
- この要領は、平成29年4月1日より施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日より施行する。 附 則
- この要領は、令和2年5月26日より施行する。 附 則
- この要領は、令和4年4月1日より施行する。 附 則
- この要領は、令和5年4月1日より施行する。 附 則
- この要領は、令和6年4月1日より施行する。